

四半期報告書

(第9期第1四半期)

富士通コンポーネント株式会社

四 半 期 報 告 書

- 1 本書は四半期報告書を金融商品取引法第27条の30の2に規定する開示用電子情報処理組織(EDINET)を使用し提出したデータに目次及び頁を付して出力・印刷したものであります。
- 2 本書には、上記の方法により提出した四半期報告書に添付された四半期レビュー報告書及び上記の四半期報告書と同時に提出した確認書を末尾に綴じ込んでおります。

目 次

	頁
【表紙】	1
第一部 【企業情報】	2
第1 【企業の概況】	2
1 【主要な経営指標等の推移】	2
2 【事業の内容】	3
3 【関係会社の状況】	3
4 【従業員の状況】	3
第2 【事業の状況】	4
1 【生産、受注及び販売の状況】	4
2 【事業等のリスク】	5
3 【経営上の重要な契約等】	5
4 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】	6
第3 【設備の状況】	9
第4 【提出会社の状況】	10
1 【株式等の状況】	10
2 【株価の推移】	19
3 【役員の状況】	19
第5 【経理の状況】	20
1 【四半期連結財務諸表】	21
2 【その他】	31
第二部 【提出会社の保証会社等の情報】	32

四半期レビュー報告書

確認書

【表紙】

【提出書類】 四半期報告書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条の4の7第1項

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成21年8月14日

【四半期会計期間】 第9期第1四半期
(自 平成21年4月1日 至 平成21年6月30日)

【会社名】 富士通コンポーネント株式会社

【英訳名】 FUJITSU COMPONENT LIMITED

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 松村 信威

【本店の所在の場所】 東京都品川区東五反田二丁目3番5号

【電話番号】 03-5449-7000 (代表)

【事務連絡者氏名】 常務取締役 望月 晴夫

【最寄りの連絡場所】 東京都品川区東五反田二丁目3番5号

【電話番号】 03-5449-7000 (代表)

【事務連絡者氏名】 常務取締役 望月 晴夫

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第一部 【企業情報】

第1 【企業の概況】

1 【主要な経営指標等の推移】

連結経営指標等

回次	第8期 第1四半期連結 累計(会計)期間	第9期 第1四半期連結 累計(会計)期間	第8期
会計期間	自 平成20年 4月1日 至 平成20年 6月30日	自 平成21年 4月1日 至 平成21年 6月30日	自 平成20年 4月1日 至 平成21年 3月31日
売上高 (百万円)	12,711	7,202	42,526
経常利益 又は経常損失(△) (百万円)	54	△1,352	△2,697
四半期純利益 又は四半期(当期) 純損失(△) (百万円)	63	△1,395	△4,782
純資産額 (百万円)	8,076	1,799	1,172
総資産額 (百万円)	32,991	25,503	25,303
1株当たり純資産額 (円)	87,824.08	△17,398.73	2,494.52
1株当たり四半期 純利益又は四半期 (当期)純損失(△) (円)	913.79	△20,232.77	△69,207.75
潜在株式調整後 1株当たり四半期 (当期)純利益 (円)	726.40	—	—
自己資本比率 (%)	24.5	7.1	4.6
営業活動による キャッシュ・フロー (百万円)	△21	△500	△1,373
投資活動による キャッシュ・フロー (百万円)	△457	△537	△1,840
財務活動による キャッシュ・フロー (百万円)	452	1,291	2,916
現金及び現金同等物の 四半期末(期末)残高 (百万円)	1,835	1,689	1,444
従業員数 (名)	3,717	3,646	3,663

(注) 1 売上高には、消費税等は含まれておりません。

2 第8期及び第9期第1四半期連結累計(会計)期間の、潜在株式調整後1株当たり四半期(当期)純利益金額については、潜在株式は存在しますが1株当たり四半期(当期)純損失であるため記載しておりません。

2 【事業の内容】

当第1四半期連結会計期間において、当社グループ（当社及び当社の関係会社）において営まれる事業の内容に重要な変更はありません。

また、主要な関係会社についても異動はありません。

3 【関係会社の状況】

当第1四半期連結会計期間において、重要な関係会社の異動はありません。

4 【従業員の状況】

(1) 連結会社における状況

平成21年6月30日現在

従業員数(名)	3,646
---------	-------

(注) 従業員数は就業人員であります。

(2) 提出会社の状況

平成21年6月30日現在

従業員数(名)	375
---------	-----

(注) 従業員は就業人員であります。

第2 【事業の状況】

1 【生産、受注及び販売の状況】

(1) 生産実績

当第1四半期連結会計期間における生産実績を事業部門別に示すと、次のとおりであります。

事業部門	生産高(百万円)	前年同四半期比(%)
リレー部門	1,951	△47.5
コネクタ部門	587	△54.6
入出力デバイス部門	3,486	△30.7
その他	387	△72.8
合計	6,413	△44.1

- (注) 1 金額は販売価格によっております。
2 上記金額には消費税等は含まれておりません。

(2) 受注実績

当第1四半期連結会計期間における受注実績を事業部門別に示すと、次のとおりであります。

事業部門	受注高(百万円)	前年同四半期比(%)	受注残高(百万円)	前年同四半期比(%)
リレー部門	2,696	△37.7	2,298	△40.7
コネクタ部門	590	△59.9	444	△55.3
入出力デバイス部門	4,179	△29.3	4,805	△18.4
その他	566	△55.3	556	19.3
合計	8,033	△38.1	8,105	△27.8

- (注) 1 金額は販売価格によっております。
2 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。
3 外貨建て受注高については期中平均相場により円貨に換算し、外貨建て受注残高については連結決算日の直物為替相場により円貨に換算しております。

(3) 販売実績

当第1四半期連結会計期間における販売実績を事業部門別に示すと、次のとおりであります。

事業部門	販売高(百万円)	前年同四半期比(%)
リレー部門	2,271	△48.1
コネクタ部門	609	△54.7
入出力デバイス部門	3,817	△29.9
その他	504	△67.4
合計	7,202	△43.3

(注) 1 金額は販売価格によっております。

2 主な相手先別の販売実績及び当該販売実績の総販売実績に対する割合

相手先	前第1四半期連結会計期間		当第1四半期連結会計期間	
	販売高(百万円)	割合(%)	販売高(百万円)	割合(%)
富士通エレクトロニクス㈱	2,706	21.3	1,629	22.6

3 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

2 【事業等のリスク】

本項においては、将来に関する事項が含まれておりますが、当該事項は、本四半期報告書提出日現在において当社グループ（当社及び連結子会社）が判断したものであります。

(1) 継続企業の前提に関する重要事象等

当第1四半期連結会計期間において、当社グループの主要市場である車載・産業機器、情報通信などの市場の昨年来の落ち込みは、今年度に入り一部に下げ止まりの兆候が見られるものの、本格的な回復には至らず、当四半期純損失1,395百万円を計上しております。

このような市場環境の厳しい状況の継続により、当社グループの業績及び財務状況に影響を及ぼす可能性があります。

3 【経営上の重要な契約等】

当第1四半期連結会計期間において、経営上の重要な契約等は行われておりません。

4 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中の将来に関する事項は、本四半期報告書提出日現在において当社グループ（当社及び連結子会社）が判断したものであります。

(1) 経営成績の分析

当第1四半期連結会計期間におけるわが国の経済環境は、前年度第3四半期からの世界的な金融危機の影響により引き続き厳しい状況が続きました。今年度に入り、景気悪化に一部下げ止まりの兆しがあるものの、依然として本格的な回復への道筋が見えない厳しい状態が続いております。

当社グループが属する電子部品業界におきましても、お客様における在庫調整が進んだことに加え、いわゆる「エコカー減税」や「エコポイント」等の景気対策により自動車や産業機器で一部下げ止まりが見られるものの、本格的な回復には至りませんでした。

このような厳しい経営環境のもと、お客様起点に立ったソリューションビジネスによる拡販に努めた結果、受注高につきましては、主にお客様での在庫調整が進んだこともあり平成21年2月を底として現在は前年同期の約6割まで回復しておりますが、当第1四半期連結会計期間の連結売上高は7,202百万円(前年同期比43.3%減)となりました。

(リレー部門)

車載・産業機器市場は一部下げ止まりの兆しがあるものの、未だ本格的な回復には至らず売上高は2,271百万円(前年同期比48.1%減)となりました。

(コネクタ部門)

主力市場であります情報ネットワーク機器市場及び産業機器市場の落ち込みにより売上高は609百万円(前年同期比54.7%減)となりました。

(入出力デバイス部門)

車載・決済端末市場の低迷によるタッチパネルの減、ノートパソコン用キーボードの減等により売上高は3,817百万円(前年同期比29.9%減)となりました。

(その他部門)

車載市場の低迷によるコントロール基板の大幅減により売上高は504百万円(前年同期比67.4%減)となりました。

損益面につきましては、平成21年3月27日に公表しました事業再生計画をもとに、リレー事業体制の再編、人員のスリム化及び徹底的なコスト削減を進めておりますが、実際に効果が現れるのは第2四半期以降になります。当第1四半期連結会計期間としましては、売上高の大幅な減少により、営業損失は1,246百万円(前年同期は営業利益26百万円)、経常損失は1,352百万円(前年同期は経常利益54百万円)、四半期純損失は1,395百万円(前年同期は四半期純利益63百万円)となりました。

[所在地別の業績]

1. 日本

国内は、車載・産業機器市場の低迷により、売上高は4,408百万円(前年同期比41.9%減)となりました。営業損益は、主に需要低迷に伴う未稼働ロスの増の影響で995百万円の営業損失(前年同期は営業損失38百万円)となりました。

2. アジア

アジアは、中国市場を中心とした車載・産業機器向けリレーの需要低迷、車載向けタッチパネルの所要減、ノートパソコン用キーボードの所要減等により売上高は1,414百万円(前年同期比42.6%減)、184百万円の営業損失(前年同期は営業利益52百万円)となりました。

3. 北米

北米は、車載向けリレーや情報ネットワーク機器向けコネクタ、サーマルプリンタの所要低迷により売上高は455百万円(前年同期比48.6%減)、47百万円の営業損失(前年同期は営業利益4百万円)となりました。

4. ヨーロッパ

ヨーロッパは、車載向けリレーの需要低迷により売上高は924百万円(前年同期比47.7%減)、21百万円の営業損失(前年同期は営業利益5百万円)となりました。

また、海外売上高は北米、ヨーロッパ、アジア全域での需要低迷により3,024百万円(前年同期比43.4%減)となりました。

(2) 財政状態の分析

当第1四半期連結会計期間末の総資産は25,503百万円となり、前連結会計年度末に比べ200百万円増加いたしました。流動資産は12,090百万円となり、前連結会計年度末に比べ291百万円増加いたしました。主な要因は、現金及び預金の増加(245百万円)、受取手形及び売掛金の増加(234百万円)、商品及び製品の減少(275百万円)等によるものであります。有形固定資産は12,014百万円となり、前連結会計年度末に比べ57百万円減少いたしました。主な要因は、減価償却費が取得額を上回ったことによるものであります。無形固定資産は764百万円となり、前連結会計年度末に比べ15百万円減少いたしました。投資その他の資産は634百万円となり、前連結会計年度末に比べ17百万円減少いたしました。

当第1四半期連結会計期間末の負債合計は23,703百万円となり、前連結会計年度末に比べ427百万円減少いたしました。流動負債は16,482百万円となり、前連結会計年度末に比べ496百万円減少いたしました。主な要因は、短期借入金の減少(636百万円)によるものであります。固定負債は7,221百万円となり、前連結会計年度末に比べ68百万円増加いたしました。

当第1四半期連結会計期間末の純資産合計は1,799百万円となり、前連結会計年度末に比べ627百万円増加いたしました。主な要因は第三者割当増資(第2種優先株式)に伴う資本金の増(1,000百万円)、及び資本剰余金の増(1,000百万円)、当第1四半期純損失(1,395百万円)によるものであります。

(3) キャッシュ・フローの状況

当第1四半期連結会計期間末における現金及び現金同等物は、前連結会計年度末に比べ245百万円増加の1,689百万円となりました。

(営業活動によるキャッシュ・フロー)

営業活動によるキャッシュ・フローは500百万円(前年同期比478百万円の増)の支出となりました。減価償却費505百万円の計上、たな卸資産の減少211百万円等はあるものの、税金等調整前四半期純損失1,389百万円の計上により収入が大幅に減少したことによるものであります。

(投資活動によるキャッシュ・フロー)

投資活動によるキャッシュ・フローは537百万円(前年同期比80百万円の増)の支出となりました。主に有形固定資産の取得による支出530百万円によるものであります。

(財務活動によるキャッシュ・フロー)

財務活動によるキャッシュ・フローは1,291百万円(前年同期比838百万円の増)の収入となりました。主に第三者割当増資(第2種優先株式)による増加2,000百万円、短期借入金の返済による減少632百万円によるものであります。

(4) 事業上及び財務上の対処すべき課題

当第1四半期連結会計期間において、当連結会社の事業上及び財務上の対処すべき課題に重要な変更及び新たに生じた課題はありません。

当社では、会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針を特に定めておりません。

なお、当社は、法令・定款遵守を含むコンプライアンスの基本理念として、富士通グループ及び当社グループで定められた共通の行動の原理・原則「FUJITSU Way」及び「富士通コンポーネントグループミッション」に基づく企業運営が株主の皆様の利益に資するものと判断しております。

また、会社の支配に関する基本方針の在り方については、重要な経営課題のひとつであると認識しており、今後も「FUJITSU Way」及び「富士通コンポーネントグループミッション」を基本に、その具体的な取り組み内容について、関係当局の見解や判断、社会動向を注視しつつ継続して検討を行ってまいります。

(5) 研究開発活動

当第1四半期連結会計期間の研究開発費の総額は543百万円であります。

(6) 継続企業の前提に関する重要事象等を解消するための対応策

「2 事業等のリスク」「(1) 継続企業の前提に関する重要事象等」に記載しました重要事象等に対し、平成21年6月25日提出の第8期有価証券報告書「7 財政状態及び経営成績の分析」「(5) 継続企業の前提に関する重要事象等を解消するための対応策」にあります事業再生計画のうち、①経営リソースの集中、②リレー事業体制の再編、③徹底的なコスト削減につきましては概ね計画通りです。

事業再生計画のうち、④富士通株式会社への優先株式の引受けの申し入れにつきましては、平成21年6月29日に富士通株式会社より20億円の払い込みを受け、増資が完了しております。

第3 【設備の状況】

(1) 主要な設備の状況

当第1四半期連結会計期間において、主要な設備に重要な異動はありません。

(2) 設備の新設、除却等の計画

当第1四半期連結会計期間において、前連結会計年度末に計画中であった重要な設備の新設、除却等について、重要な変更並びに重要な設備計画の完了はありません。

また、当第1四半期連結会計期間において、新たに確定した重要な設備の新設、除却等はありません。

第4 【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

① 【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	260,000
第1種優先株式	2,000
第2種優先株式	8,000
計	270,000

② 【発行済株式】

種類	第1四半期会計期間 末現在発行数(株) (平成21年6月30日)	提出日現在 発行数(株) (平成21年8月14日)	上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名	内容
普通株式	69,269	69,269	東京証券取引所 (市場第二部)	権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であり、単元株制度は採用しておりません。
第1種優先株式	1,000	1,000	—	(注)2
第2種優先株式	2,000	2,000	—	(注)3
計	72,269	72,269	—	—

(注) 1 提出日現在の発行数には、平成21年8月1日からこの四半期報告書提出日までの第1種優先株式及び第2種優先株式の取得請求権の行使により発行された株式数は含まれておりません。

(注) 2 第1回第1種優先株式の内容は次のとおりであります。

(1) 単元株制度は採用しておりません。

(2) 優先配当金

(イ) 剰余金の配当を行う場合の優先配当金

当社は、剰余金の配当を行うときは、本優先株式を有する株主(以下「本優先株主」という。)または本優先株式の登録株式質権者(以下「本優先登録株式質権者」という。)に対し、普通株式を有する株主(以下「普通株主」という。)及び普通株式の登録株式質権者(以下「普通登録株式質権者」という。)に先立ち、本優先株式1株につき下記(ロ)に定める額の剰余金の配当(以下「本優先配当金」という。)を行う。

(ロ) 剰余金の配当を行う場合の優先配当金の額

本優先株式の発行価額(1,000,000円)に、それぞれの事業年度ごとに下記の年率(以下「優先配当年率」という。)を乗じて算出した額とする。

優先配当年率 = 3月31日(当日が銀行休業日の場合は前営業日)の日本円TIBOR(1年物) + 1.15%

優先配当年率は、%位未満小数第4位まで算出し、その小数第4位を四捨五入する。

年率修正日は毎年4月1日とする。当日が銀行休業日の場合は前営業日を年率修正日とする。「日本円TIBOR(1年物)」とは、午前11時における日本円1年物トーキョー・インター・バンク・オファード・レート(日本円TIBOR)として全国銀行協会によって公表される数値の平均値を指すものとする。日本円TIBOR(1年物)が公表されていない場合には、同日(当日が銀行休業日の場合は前営業日)ロンドン時間午前11時にスクリーン・ページに表示されるユーロ円1年物ロンドン・インター・バンク・オファード・レート(ユーロ円LIBOR(1年物))として英国銀行協会によって公表される数値またはこれに準ずるものと認められるものを用いる。

(ハ)非累積条項

ある事業年度において、本優先株主または本優先登録株式質権者に対して配当する剰余金の額が本優先配当金の額に達しないときは、その不足額は翌事業年度以降に累積しない。

(ニ)参加条項

普通株主または普通登録株式質権者に対して配当する剰余金の額を20倍した金額が、本優先配当金を超える場合は、本優先株主または本優先登録株式質権者に対して、その超える金額を本優先配当金に加算して支払う。

(3)残余財産の分配

当会社の残余財産を分配するときは、本優先株主または本優先登録株式質権者に対して、普通株主または普通登録株式質権者に先立ち、1株につき1,000,000円(ただし、本優先株式について株式分割、併合その他調整が合理的に必要とされる事由が発生した場合には、当会社取締役会により合理的に調整された額とする。)を支払う。本優先株主または本優先登録株式質権者に対して前記のほか、残余財産の分配は行わない。

(4)取得等

当会社は、法令に定めるところに従って本優先株主との合意によりいつでも本優先株式を有償で取得することができ、法令に定めるところに従ってこれを消却することができる。

(5)取得条項

当会社は、法令に定める場合を除き、本優先株式の発行日以降いつでも、本優先株主または本優先登録株式質権者に対して取得日から30日以上45日以内の事前通知を行った上で、残存する本優先株式の全部または一部を、1株につき1,010,000円(ただし、本優先株式について株式の併合または分割その他調整が合理的に必要とされる事由が発生した場合には、かかる事項が行われる直前の本優先株式の経済的価値を維持できる範囲で適切に調整された額とする。)で取得することができる。一部を取得するときは、抽選その他の方法により行う。

(6)議決権条項

本優先株式は自己資本の充実および財務体質の強化を目的として発行したものであり、本優先株主は、株主総会において、議決権を有しない。

(7)株式の併合または分割、新株予約権等

当会社は、法令に定める場合を除き、本優先株式について、株式の併合または分割を行わない。当会社は、本優先株主に対しては、本優先株主の地位に基づいて募集株式または募集新株予約権の割当てを受ける権利を与えない。

当会社は、本優先株主には無償割当てまたは新株予約権無償割当ては行わない。

(8)普通株式への転換予約権(取得請求権)

(イ)取得を請求し得べき期間

本優先株式の取得を請求し得べき期間は、平成16年11月10日から平成23年11月8日までとする。

(ロ)取得の条件

本優先株式は、上記(イ)の期間中、1株につき下記(a)乃至(c)に定める転換価額により、当会社の普通株式を交付するよう請求(以下「転換請求」という。)することができる。

(a)当初転換価額

当初転換価額は、237,000円とする。

(b)転換価額の修正

平成16年11月10日から平成23年11月8日まで、毎月第2水曜日(以下「決定日」という。)の翌取引日以降、転換価額は、決定日まで(当日を含む。)の3連続取引日(終値(気配表示を含む。))のない日を除き、決定日が取引日でない場合には、決定日の直前の取引日までの3連続取引日とする。以下「時価算定期間」という。)の株式会社東京証券取引所における当会社の普通株式の普通取引の毎日の終値(気配表示を含む。)の平均値(1,000円未満を切り捨てる。以下「決定日価額」という。)に修正される。なお、時価算定期間に、下記(c)②または③で定める転換価額の調整事由が生じた場合には、修正後の転換価額は、本要項に従い当社が適当と判断する値に調整される。ただし、かかる算出の結果、修正後の転換価額が94,000円(以下「下限転換価額」という。ただし、下記(c)による調整を受ける。)を下回る場合には、修正後の転換価額は下限転換価額とし、決定日価額が308,000円(以下「上限転換価額」という。ただし、下記(c)による調整を受ける。)を上回る場合には、修正後の転換価額は上限転換価額とする。

(c) 転換価額の調整

- ①当社は、本優先株式の発行後、下記②に掲げる各事由により当会社普通株式数に変更を生じる場合または変更を生ずる可能性がある場合は、次に定める算式(以下「転換価額調整式」という。)をもって転換価額を調整する。

$$\text{調整後転換価額} = \text{調整前転換価額} \times \frac{\text{既発行普通株式数} + \frac{\text{新発行・処分普通株式数} \times \text{1株当たりの払込金額}}{\text{1株当たりの時価}}}{\text{既発行普通株式数} + \text{新発行・処分普通株式数}}$$

- ②転換価額調整式により本優先株式の転換価額の調整を行う場合及びその調整後の転換価額の適用時期については、次に定めるところによる。

- (i) 下記④(ii)に定める時価を下回る払込金額をもって当会社の普通株式を新たに発行または当会社の有する当会社の普通株式を処分する場合(ただし、当会社の普通株式の交付と引換えに取得される証券もしくは取得させることができる証券または当会社の普通株式の発行もしくはこれに代えて当会社の有する当会社の普通株式の移転(以下当会社の普通株式の発行または移転を「交付」という。)を請求できる新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)の取得または行使による場合を除く。)

調整後の転換価額は、払込期日の翌日以降、または募集のための基準日がある場合はその日の翌日以降これを適用する。

- (ii) 株式の分割により普通株式を発行する場合。

調整後の転換価額は、株式の分割のための基準日の翌日以降これを適用する。ただし、剰余金から資本金に組入れられることを条件にその部分をもって株式の分割により普通株式を発行する旨取締役会で決議する場合で、当該剰余金の資本金の増加の決議をする株主総会の終結の日以前の日を株式の分割のための基準日とする場合には、調整後の転換価額は、当該剰余金の資本金組入れの決議をした株主総会の終結の日の翌日以降これを適用する。

なお、上記ただし書の場合において、株式の分割のための基準日の翌日から当該剰余金の資本金組入れの決議をした株主総会の終結の日までに転換をなした者に対しては、次の算出方法により、当会社の普通株式を新たに発行する。

$$\text{株式数} = \frac{(\text{調整前転換価額} - \text{調整後転換価額}) \times \text{調整前転換価額をもって転換により当該期間内に発行された株式数}}{\text{調整後転換価額}}$$

この場合に、1株に満たない端数が生じたときは、会社法第167条に定める方法によりこれを取扱う。

- (iii) 下記④(ii)に定める時価を下回る価額をもって当会社の普通株式に転換される証券もしくは転換できる証券または当会社の普通株式の交付を請求できる新株予約権もしくは新株予約権付社債を発行する場合。

調整後の転換価額は、発行される証券または新株予約権もしくは新株予約権付社債の全てが当初の転換価額で転換されまたは当初の行使価額で行使されたものとみなして転換価額調整式を準用して算出するものとし、払込期日(新株予約権が無償にて発行される場合は発行日)の翌日以降これを適用する。ただし、その証券の募集のための基準日がある場合は、その日の翌日以降これを適用する。

- ③当社は、上記②に定める転換価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、取締役会が適当と判断する転換価額の調整を行うものとする。

- (i) 株式の併合、資本金の減少、新設分割、吸収分割、または合併のために転換価額の調整を必要とするとき。

- (ii) その他当会社普通株式数の変更または変更の可能性が生じる事由の発生により転換価額の調整を必要とするとき。

- (iii) 転換価額を調整すべき事由が2つ以上相接して発生し、一方の事由に基づく調整後の転換価額の算出に当たり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。

- ④(i) 転換価額調整式を用いる計算については、1,000円未満を切り捨てる。
- (ii) 転換価額調整式に使用する時価は、調整後転換価額を適用する日(ただし、上記②(ii)ただし書の場合には基準日)に先立つ45取引日目に始まる30取引日(終値(気配表示を含む。))のない日数を除く。)の株式会社東京証券取引所における当会社の普通株式の普通取引の毎日の終値(気配表示を含む。)の平均値とする。この場合、平均値の計算は、1,000円未満を切り捨てる。
- (iii) 転換価額調整式で使用する調整前転換価額は、調整後転換価額を適用する前日において有効な転換価額とし、また、転換価額調整式で使用する既発行普通株式数は、基準日がある場合はその日、または基準日がない場合は調整後転換価額を適用する日の1ヶ月前の日における当会社の発行済普通株式数から、当該日における当会社の有する当会社普通株式数を控除した数とする。
- ⑤上記①乃至④については、下限転換価額の調整についてこれを準用する。

(d) 転換により発行すべき普通株式数

本優先株式の転換により発行すべき当会社普通株式数は、次のとおりとする。

$$\text{転換により発行すべき普通株式数} = \frac{\text{本優先株主が転換請求のために提出した本優先株式の発行価額の総額}}{\text{転換価額}}$$

転換により発行すべき普通株式数の算出に当たって、1株に満たない端数が生じたときは、会社法第167条に定める方法によりこれを取扱う。

(ハ) 転換請求受付場所

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部

(ニ) 転換の効力発生

転換請求書及び本優先株式の株券が上記(ハ)に記載する転換請求受付場所に到着した時に、当会社は本優先株式を取得し、当該転換請求をした株主は、当社がその取得と引換えに交付すべき当会社の普通株式の株主となる。ただし、本優先株式の株券が発行されないときは、株券の提出を要しない。

(9) 普通株式への一斉転換(一斉取得)

平成23年11月8日までに転換請求のなかった本優先株式は、平成23年11月9日(以下「一斉転換日」という。)をもって、その全部を取得する。当会社は、当該取得と引換えに、各本優先株主の有する本優先株式の払込金額相当額を、一斉転換日に先立つ3取引日(一斉転換日を含み、終値(気配表示を含む。))のない日を除く。)の株式会社東京証券取引所における当会社の普通株式の普通取引の毎日の終値(気配表示を含む。)の平均値(1,000円未満を切り捨てる。以下「強制転換価額」という。)で除して得られる数の普通株式を交付する。ただし、強制転換価額が94,000円(下限転換価額)を下回るときは、各本優先株主の有する本優先株式の払込金額相当額を当該下限転換価額で除して得られる数の普通株式となる。上記の普通株式の数の算出に当たって1株に満たない端数が生じたときは、会社法第234条に定める方法によりこれを取扱う。

(10) 種類株主総会の決議

会社法第322条第2項に関する定款の定めはございません。

(注) 3 第1回第2種優先株式の内容は次のとおりであります。

(1) 単元株制度は採用しておりません。

(2) 優先配当金

(イ) 剰余金の配当を行う場合の優先配当金

当社は、剰余金の配当を行うときは、本優先株式を有する株主(以下「本優先株主」という。)または本優先株式の登録株式質権者(以下「本優先登録株式質権者」という。)に対し、普通株式を有する株主(以下「普通株主」という。)及び普通株式の登録株式質権者(以下「普通登録株式質権者」という。)に先立ち、本優先株式1株につき下記(ロ)に定める額の剰余金の配当(以下「本優先配当金」という。)を行う。

(ロ) 剰余金の配当を行う場合の優先配当金の額

本優先株式の発行価額(1,000,000円)に、それぞれの事業年度ごとに下記の年率(以下「優先配当年率」という。)を乗じて算出した額とする。

優先配当年率=3月31日(当日が銀行休業日の場合は前営業日)の日本円TIBOR(1年物)+1.15%

優先配当年率は、%位未満小数第4位まで算出し、その小数第4位を四捨五入する。

年率修正日は毎年4月1日とする。当日が銀行休業日の場合は前営業日を年率修正日とする。「日本円TIBOR(1年物)」とは、午前11時における日本円1年物トーキョー・インター・バンク・オフアード・レート(日本円TIBOR)として全国銀行協会によって公表される数値の平均値を指すものとする。日本円TIBOR(1年物)が公表されていない場合には、同日(当日が銀行休業日の場合は前営業日)ロンドン時間午前11時にスクリーン・ページに表示されるユーロ円1年物ロンドン・インター・バンク・オフアード・レート(ユーロ円LIBOR(1年物))として英国銀行協会によって公表される数値またはこれに準ずるものと認められるものを用いる。

(ハ) 非累積条項

ある事業年度において、本優先株主または本優先登録株式質権者に対して配当する剰余金の額が本優先配当金の額に達しないときは、その不足額は翌事業年度以降に累積しない。

(ニ) 参加条項

普通株主または普通登録株式質権者に対して配当する剰余金の額を20倍した金額が、本優先配当金を超える場合は、本優先株主または本優先登録株式質権者に対して、その超える金額を本優先配当金に加算して支払う。

(3) 残余財産の分配

当社の残余財産を分配するときは、本優先株主または本優先登録株式質権者に対して、普通株主または普通登録株式質権者に先立ち、1株につき1,000,000円(ただし、本優先株式について株式分割、併合その他調整が合理的に必要とされる事由が発生した場合には、当会社取締役会により合理的に調整された額とする。)を支払う。本優先株主または本優先登録株式質権者に対して前記のほか、残余財産の分配は行わない。

(4) 取得等

当社は、法令に定めるところに従って本優先株主との合意により平成21年12月29日からいつでも本優先株式を有償で取得することができ、法令に定めるところに従ってこれを消却することができる。

(5) 取得条項

当社は、法令に定める場合を除き、本優先株式の平成21年12月29日からいつでも、本優先株主または本優先登録株式質権者に対して取得日から30日以上45日以内の事前通知を行った上で、残存する本優先株式の全部または一部を、1株につき1,010,000円(ただし、本優先株式について株式の併合または分割その他調整が合理的に必要とされる事由が発生した場合には、かかる事項が行われる直前の本優先株式の経済的価値を維持できる範囲で適切に調整された額とする。)で取得することができる。一部を取得するときは、抽選その他の方法により行う。

(6) 議決権条項

本優先株式は、財務体質の毀損の事前の解消及び財務基盤の強化を目的として発行したものであり、本優先株主は、株主総会において、議決権を有しない。

(7) 株式の併合または分割、新株予約権等

当社は、法令に定める場合を除き、本優先株式について、株式の併合または分割を行わない。当社は、本優先株主に対しては、本優先株主の地位に基づいて募集株式または募集新株予約権の割当てを受ける権利を与えない。

当社は、本優先株主には無償割当てまたは新株予約権無償割当ては行わない。

(8) 普通株式への転換予約権 (取得請求権)

(イ) 取得を請求し得べき期間

本優先株式の取得を請求し得べき期間は、平成21年12月29日から平成28年6月29日までとする。

(ロ) 取得の条件

本優先株式は、上記(イ)の期間中、1株につき下記(a)乃至(c)に定める転換価額により、当会社の普通株式を交付するよう請求(以下「転換請求」という。)することができる。

(a) 当初転換価額

当初転換価額は、39,800円とする。

(b) 転換価額の修正

平成21年12月29日から平成28年6月29日まで、毎月6月および12月の第2水曜日(以下「決定日」という。)の翌取引日以降、転換価額は、決定日まで(当日を含む。)の3連続取引日(終値(気配表示を含む。)のない日を除き、決定日が取引日でない場合には、決定日の直前の取引日までの3連続取引日とする。以下「時価算定期間」という。)の株式会社東京証券取引所における当会社の普通株式の普通取引の毎日の終値(気配表示を含む。)の平均値(1,000円未満を切り捨てる。以下「決定日価額」という。)に修正される。なお、時価算定期間内に、下記(c)②または③で定める転換価額の調整事由が生じた場合には、修正後の転換価額は、本要項に従い当社が適当と判断する値に調整される。ただし、かかる算出の結果、修正後の転換価額が当初転換価額の50%(以下「下限転換価額」という。ただし、下記(c)による調整を受ける。)を下回る場合には、修正後の転換価額は下限転換価額とし、決定日価額が当初転換価額の150%(以下「上限転換価額」という。ただし、下記(c)による調整を受ける。)を上回る場合には、修正後の転換価額は上限転換価額とする。

(c) 転換価額の調整

- ①当社は、本優先株式の発行後、下記②に掲げる各事由により当社普通株式数に変更を生じる場合または変更を生ずる可能性がある場合は、次に定める算式(以下「転換価額調整式」という。)をもって転換価額を調整する。

$$\text{調整後転換価額} = \text{調整前転換価額} \times \frac{\text{既発行普通株式数} + \frac{\text{新発行・処分普通株式数}}{1 \text{株当たりの時価}} \times \frac{1 \text{株当たりの払込金額}}{1 \text{株当たりの時価}}}{\text{既発行普通株式数} + \text{新発行・処分普通株式数}}$$

- ②転換価額調整式により本優先株式の転換価額の調整を行う場合およびその調整後の転換価額の適用時期については、次に定めるところによる。

- (i) 下記④(ii)に定める時価を下回る払込金額をもって当社の普通株式を新たに発行または当社の有する当社の普通株式を処分する場合(ただし、当社の普通株式の交付と引換えに取得される証券もしくは取得させることができる証券または当社の普通株式の発行もしくはこれに代えて当社の有する当社の普通株式の移転(以下当社の普通株式の発行または移転を「交付」という。)を請求できる新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)の取得または行使による場合を除く。)

調整後の転換価額は、払込期日の翌日以降、または募集のための基準日がある場合はその日の翌日以降これを適用する。

- (ii) 株式の分割により普通株式を発行する場合。

調整後の転換価額は、株式の分割のための基準日の翌日以降これを適用する。ただし、剰余金から資本金に組入れられることを条件にその部分をもって株式の分割により普通株式を発行する旨取締役会で決議する場合で、当該剰余金の資本金の増加の決議をする株主総会の終結の日以前の日を株式の分割のための基準日とする場合には、調整後の転換価額は、当該剰余金の資本金組入れの決議をした株主総会の終結の日の翌日以降これを適用する。

なお、上記ただし書の場合において、株式の分割のための基準日の翌日から当該剰余金の資本金組入れの決議をした株主総会の終結の日までに転換をなした者に対しては、次の算出方法により、当社の普通株式を新たに発行する。

$$\text{株式数} = \frac{(\text{調整前転換価額} - \text{調整後転換価額}) \times \text{調整前転換価額をもって転換により当該期間内に発行された株式数}}{\text{調整後転換価額}}$$

この場合に、1株に満たない端数が生じたときは、会社法第167条に定める方法によりこれを取扱う。

(iii) 下記④(ii)に定める時価を下回る価額をもって当会社の普通株式に転換される証券もしくは転換できる証券または当会社の普通株式の交付を請求できる新株予約権もしくは新株予約権付社債を発行する場合。

調整後の転換価額は、発行される証券または新株予約権もしくは新株予約権付社債の全てが当初の転換価額で転換されまたは当初の行使価額で行使されたものとみなして転換価額調整式を準用して算出するものとし、払込期日（新株予約権が無償にて発行される場合は発行日）の翌日以降これを適用する。ただし、その証券の募集のための基準日がある場合は、その日の翌日以降これを適用する。

③当社は、上記②に定める転換価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、取締役会が適当と判断する転換価額の調整を行うものとする。

(i) 株式の併合、資本金の減少、新設分割、吸収分割、または合併のために転換価額の調整を必要とするとき。

(ii) その他当会社普通株式数の変更または変更の可能性が生じる事由の発生により転換価額の調整を必要とするとき。

(iii) 転換価額を調整すべき事由が2つ以上相接して発生し、一方の事由に基づく調整後の転換価額の算出に当たり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。

④(i) 転換価額調整式を用いる計算については、1,000円未満を切り捨てる。

(ii) 転換価額調整式に使用する時価は、調整後転換価額を適用する日(ただし、上記②(ii)ただし書の場合には基準日)に先立つ45取引日目に始まる30取引日(終値(気配表示を含む。))のない日数を除く。)の株式会社東京証券取引所における当会社の普通株式の普通取引の毎日の終値(気配表示を含む。)の平均値とする。この場合、平均値の計算は、1,000円未満を切り捨てる。

(iii) 転換価額調整式で使用する調整前転換価額は、調整後転換価額を適用する前日において有効な転換価額とし、また、転換価額調整式で使用する既発行普通株式数は、基準日がある場合はその日、または基準日がない場合は調整後転換価額を適用する日の1ヶ月前の日における当会社の発行済普通株式数から、当該日における当会社の有する当会社普通株式数を控除した数とする。

⑤上記①乃至④については、下限転換価額の調整についてこれを準用する。

(d) 転換により発行すべき普通株式数

本優先株式の転換により発行すべき当会社普通株式数は、次のとおりとする。

$$\text{転換により発行すべき普通株式数} = \frac{\text{本優先株主が転換請求のために提出した本優先株式の発行価額の総額}}{\text{転換価額}}$$

転換により発行すべき普通株式数の算出に当たって、1株に満たない端数が生じたときは、会社法第167条に定める方法によりこれを取扱う。

(ハ) 転換請求受付場所

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部

(ニ) 転換の効力発生

転換請求書及び本優先株式の株券が上記(ハ)に記載する転換請求受付場所に到着した時に、当社は本優先株式を取得し、当該転換請求をした株主は、当社がその取得と引換えに交付すべき当会社の普通株式の株主となる。ただし、本優先株式の株券が発行されないときは、株券の提出を要しない。

(9) 普通株式への一斉転換（一斉取得）

平成28年6月29日までに転換請求のなかった本優先株式は、平成28年6月30日(以下「一斉転換日」という。)をもって、その全部を取得する。当社は、当該取得と引換えに、各本優先株主の有する本優先株式の払込金額相当額を、一斉転換日に先立つ3取引日(一斉転換日を含み、終値(気配表示を含む。))のない日を除く。)の株式会社東京証券取引所における当会社の普通株式の普通取引の毎日の終値(気配表示を含む。)の平均値(1,000円未満を切り捨てる。以下「強制転換価額」という。)で除して得られる数の普通株式を交付する。ただし、強制転換価額が下限転換価額を下回るときは、各本優先株主の有する本優先株式の払込金相当額を当該下限転換価額で除して得られる数の普通株式を交付し、強制転換価額が上限転換価額を上回る場合には、当該上限転換価額で除して得られる数の普通株式を交付する。上記の普通株式の数の算出に当たって1株に満たない端数が生じたときは、会社法第234条に定める方法によりこれを取扱う。

(10) 期中転換または一斉転換があった場合の取扱い

本優先株式の転換により発行された普通株式に対する最初の剰余金の配当は、4月1日に転換があったものとみなして支払うものとする。

(11) 種類株主総会の決議

会社法第322条第2項に関する定款の定めはございません。

(2) 【新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金 増減額 (百万円)	資本準備金 残高 (百万円)
平成21年6月29日	2,000	72,269	1,000	6,764	1,000	1,000

(注) 第三者割当(第2種優先株式) 発行価額 1株につき1百万円 資本組入額 1,000百万円
割当先 富士通株式会社

(5) 【大株主の状況】

次の法人から、平成21年2月18日付で大量保有報告書の変更報告書(報告義務発生日 平成21年2月13日)が関東財務局長に提出されており、以下のとおり株式を所有している旨の報告を受けておりますが、当社として当第1四半期会計期間末における当該法人名義の実質所有株式数の確認ができておりません。

当該変更報告書の内容は以下のとおりであります。

氏名又は名称	住所	所有株券等の数 (株)	株券等保有割合 (%)
JPモルガン・アセット・マネジメント株式会社	東京都千代田区丸の内2丁目7番3号 東京ビルディング	2,656	3.78
計	—	2,656	3.78

また、当第1四半期会計期間において、富士通株式会社を割当先とする第三者割当増資による第2種優先株式2,000株の発行に伴い、当該法人から平成21年7月2日付で関東財務局長に提出された大量保有報告書の変更報告書により平成21年6月29日現在で以下のとおり株式を所有している旨の報告を受けております。

当該変更報告書の内容は以下のとおりであります。

氏名又は名称	住所	所有株券等の数 (株)	株券等保有割合 (%)
富士通株式会社	神奈川県川崎市中原区上小田中4丁目1番1号	37,714	52.19
計	—	37,714	52.19

(6) 【議決権の状況】

当第1四半期会計期間末日現在の「議決権の状況」については、株主名簿の記載内容が確認できないため、記載することができないことから、直前の基準日(平成21年3月31日)に基づく株主名簿による記載をしております。

① 【発行済株式】

平成21年3月31日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	第1種優先株式 1,000	—	優先株式の内容は、「1. 株式等の状況」の「(1)株式の総数等」の「②発行済株式数」の注記に記載しております。
議決権制限株式(自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式(その他)	—	—	—
完全議決権株式(自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 277	—	—
完全議決権株式(その他)	普通株式 68,992	68,992	—
単元未満株式	—	—	—
発行済株式総数	70,269	—	—
総株主の議決権	—	68,992	—

② 【自己株式等】

平成21年3月31日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
(自己保有株式) 富士通コンポーネント 株式会社	東京都品川区 東五反田二丁目3番5号	277	—	277	0.39
計	—	277	—	277	0.39

2 【株価の推移】

【当該四半期累計期間における月別最高・最低株価】

①普通株式

月別	平成21年 4月	5月	6月
最高(円)	41,800	40,500	38,100
最低(円)	29,500	36,500	31,000

(注) 株価は東京証券取引所市場第二部におけるものであります。

②第1種優先株式

当社第1種優先株式は、非上場であるため、該当事項はありません。

③第2種優先株式

当社第2種優先株式は、非上場であるため、該当事項はありません。

3 【役員の様況】

前事業年度の有価証券報告書提出日後、当四半期報告書提出日までの役員の様動は、次のとおりであります。

(1) 役職の様動

新役名及び職名	旧役名及び職名	氏名	異動年月日
取締役 事業担当	取締役 システムデバイス事業担当	遠藤 孝夫	平成21年7月1日
取締役 コネクタ担当	取締役 ディスクリットデバイス事業 担当	宮澤 英夫	平成21年7月1日

第5 【経理の状況】

1 四半期連結財務諸表の作成方法について

当社の四半期連結財務諸表は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(平成19年内閣府令第64号。以下「四半期連結財務諸表規則」という。)に基づいて作成しております。

なお、前第1四半期連結累計期間(平成20年4月1日から平成20年6月30日まで)は、改正前の四半期連結財務諸表規則に基づき、当第1四半期連結会計期間(平成21年4月1日から平成21年6月30日まで)及び当第1四半期連結累計期間(平成21年4月1日から平成21年6月30日まで)は、改正後の四半期連結財務諸表に基づいて作成しております。

2 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、前第1四半期連結累計期間(平成20年4月1日から平成20年6月30日まで)に係る四半期連結財務諸表について、また当第1四半期連結会計期間(平成21年4月1日から平成21年6月30日まで)及び当第1四半期連結累計期間(平成21年4月1日から平成21年6月30日まで)に係る四半期連結財務諸表について、新日本有限責任監査法人により四半期レビューを受けております。

1 【四半期連結財務諸表】
 (1) 【四半期連結貸借対照表】

(単位：百万円)

	当第1四半期連結会計期間末 (平成21年6月30日)	前連結会計年度末に係る 要約連結貸借対照表 (平成21年3月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	1,689	1,444
受取手形及び売掛金	7,105	6,870
商品及び製品	2,095	2,370
仕掛品	404	304
原材料及び貯蔵品	654	698
その他	391	349
貸倒引当金	△249	△238
流動資産合計	12,090	11,799
固定資産		
有形固定資産		
建物及び構築物（純額）	2,660	2,704
機械装置及び運搬具（純額）	3,504	3,649
工具、器具及び備品（純額）	1,210	1,214
土地	3,957	3,957
建設仮勘定	681	545
有形固定資産合計	※1 12,014	※1 12,071
無形固定資産	764	780
投資その他の資産		
その他	718	737
貸倒引当金	△83	△85
投資その他の資産合計	634	651
固定資産合計	13,412	13,503
資産合計	25,503	25,303

(単位：百万円)

	当第1四半期連結会計期間末 (平成21年6月30日)	前連結会計年度末に係る 要約連結貸借対照表 (平成21年3月31日)
負債の部		
流動負債		
支払手形及び買掛金	6,117	6,077
短期借入金	※2 7,697	※2 8,334
事業構造改善引当金	523	532
その他	2,144	2,034
流動負債合計	16,482	16,978
固定負債		
長期借入金	3,009	3,009
退職給付引当金	2,846	2,733
役員退職慰労引当金	211	199
その他	1,154	1,211
固定負債合計	7,221	7,152
負債合計	23,703	24,131
純資産の部		
株主資本		
資本金	6,764	5,764
資本剰余金	6,680	5,680
利益剰余金	△11,425	△10,030
自己株式	△25	△25
株主資本合計	1,993	1,389
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	1	—
土地再評価差額金	778	778
為替換算調整勘定	△973	△995
評価・換算差額等合計	△193	△217
純資産合計	1,799	1,172
負債純資産合計	25,503	25,303

(2) 【四半期連結損益計算書】
【第1四半期連結累計期間】

(単位：百万円)

	前第1四半期連結累計期間 (自平成20年4月1日 至平成20年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年6月30日)
売上高	12,711	7,202
売上原価	9,948	6,301
売上総利益	2,763	900
販売費及び一般管理費	※1 2,736	※1 2,147
営業利益又は営業損失(△)	26	△1,246
営業外収益		
為替差益	82	—
持分法による投資利益	33	3
助成金収入	—	26
その他	48	34
営業外収益合計	164	64
営業外費用		
支払利息	35	47
為替差損	—	42
退職給付会計基準変更時差異の処理額	57	57
その他	43	21
営業外費用合計	136	169
経常利益又は経常損失(△)	54	△1,352
特別利益		
投資有価証券売却益	※2 42	—
特別利益合計	42	—
特別損失		
投資有価証券評価損	—	※3 36
特別損失合計	—	36
税金等調整前四半期純利益又は税金等調整前四半期純損失(△)	97	△1,389
法人税、住民税及び事業税	35	6
法人税等調整額	△0	0
法人税等合計	34	6
四半期純利益又は四半期純損失(△)	63	△1,395

(3) 【四半期連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：百万円)

	前第1四半期連結累計期間 (自平成20年4月1日 至平成20年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年6月30日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前四半期純利益又は税金等調整前四半期純損失(△)	97	△1,389
減価償却費	681	505
貸倒引当金の増減額(△は減少)	△7	2
受取利息及び受取配当金	△5	△1
支払利息	35	47
持分法による投資損益(△は益)	△33	△3
売上債権の増減額(△は増加)	△5	△226
たな卸資産の増減額(△は増加)	△250	211
仕入債務の増減額(△は減少)	△27	117
投資有価証券売却損益(△は益)	△42	—
役員退職慰労引当金の増減額(△は減少)	11	12
退職給付引当金の増減額(△は減少)	△16	113
投資有価証券評価損益(△は益)	—	36
その他の流動資産の増減額(△は増加)	△47	△52
その他の流動負債の増減額(△は減少)	△328	261
その他の固定負債の増減額(△は減少)	△28	△57
その他	1	5
小計	33	△414
利息及び配当金の受取額	5	1
利息の支払額	△36	△52
法人税等の支払額	△25	△33
法人税等の還付額	1	△1
営業活動によるキャッシュ・フロー	△21	△500
投資活動によるキャッシュ・フロー		
有形固定資産の取得による支出	△490	△530
有形固定資産の売却による収入	22	33
投資有価証券の売却による収入	54	—
無形固定資産の取得による支出	△43	△42
その他	0	0
投資活動によるキャッシュ・フロー	△457	△537
財務活動によるキャッシュ・フロー		
長期借入金の返済による支出	△45	—
株式の発行による収入	—	2,000
自己株式の取得による支出	△4	—
配当金の支払額	△111	—
短期借入金の純増減額(△は減少)	700	△632
リース債務の返済による支出	△86	△76
財務活動によるキャッシュ・フロー	452	1,291
現金及び現金同等物に係る換算差額	70	△8
現金及び現金同等物の増減額(△は減少)	43	245
現金及び現金同等物の期首残高	1,792	1,444
現金及び現金同等物の四半期末残高	1,835	1,689

【四半期連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項等の変更】

当第1四半期連結会計期間（自 平成21年4月1日 至 平成21年6月30日）
該当事項はありません。

【表示方法の変更】

当第1四半期連結会計期間（自 平成21年4月1日 至 平成21年6月30日）
該当事項はありません。

【簡便な会計処理】

当第1四半期連結会計期間 （自 平成21年4月1日 至 平成21年6月30日）	
1	一般債権の貸倒見積高の算定方法 当第1四半期連結会計期間末の貸倒実績率等が前連結会計年度末に算定したものと著しい変化がないと認められるため、前連結会計年度末の貸倒実績率等を使用して貸倒見積高を算定しております。
2	棚卸資産の評価方法 当第1四半期連結会計期間末の棚卸高に関しては、実地棚卸を省略し、前連結会計年度末の実地棚卸高を基礎として合理的な方法により算定する方法によっております。

【四半期連結財務諸表の作成に特有の会計処理】

当第1四半期連結会計期間（自 平成21年4月1日 至 平成21年6月30日）
該当事項はありません。

【注記事項】

(四半期連結貸借対照表関係)

当第1四半期連結会計期間末 (平成21年6月30日)	前連結会計年度末 (平成21年3月31日)
※1 有形固定資産の減価償却累計額 24,744 百万円	※1 有形固定資産の減価償却累計額 24,449 百万円
※2 シンジケート方式によるコミットメントライン契約 当社は運転資金の効率的な調達を行うため、取引銀行2行との間で総額30億円を借入れ枠とするシンジケート方式によるコミットメントライン契約を締結致しております。 当第1四半期連結会計期間末におけるコミットメントライン契約に係る借入金未実行残高等は下記のとおりです。 コミットメントラインの総額 3,000 百万円 借入実行残高 3,000 百万円 差引額 — 百万円	※2 シンジケート方式によるコミットメントライン契約 当社は運転資金の効率的な調達を行うため、取引銀行2行との間で総額30億円を借入れ枠とするシンジケート方式によるコミットメントライン契約を締結致しております。 当連結会計年度末におけるコミットメントライン契約に係る借入金未実行残高等は下記のとおりです。 コミットメントラインの総額 3,000 百万円 借入実行残高 3,000 百万円 差引額 — 百万円

(四半期連結損益計算書関係)

第1四半期連結累計期間

前第1四半期連結累計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年6月30日)
※1 販売費及び一般管理費の主なもの 給料 572 百万円 賞与手当 152 〃 退職給付費用 47 〃 役員退職引当金繰入 9 〃 貸倒引当金繰入 4 〃 物流費 225 〃 研究開発費 686 〃 その他 1,038 〃 計 2,736 〃	※1 販売費及び一般管理費の主なもの 給料 514 百万円 賞与手当 67 〃 退職給付費用 40 〃 役員退職引当金繰入 11 〃 物流費 121 〃 研究開発費 541 〃 その他 849 〃 計 2,147 〃
※2 持分法適用関連会社富晶通科技股份有限公司の株式売却によるものであります。	※2 _____
※3 _____	※3 保有有価証券の減損処理によるものであります。

(四半期連結キャッシュ・フロー計算書関係)

前第1四半期連結累計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年6月30日)
1 現金及び現金同等物の四半期末残高と四半期連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係 現金及び預金 1,835百万円 現金及び現金同等物 1,835百万円	1 現金及び現金同等物の四半期末残高と四半期連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係 現金及び預金 1,689百万円 現金及び現金同等物 1,689百万円

(株主資本等関係)

当第1四半期連結会計期間末(平成21年6月30日)及び当第1四半期連結累計期間(自平成21年4月1日至平成21年6月30日)

1 発行済株式に関する事項

株式の種類	当第1四半期 連結会計期間末
普通株式(株)	69,269
第1種優先株式(株)	1,000
第2種優先株式(株)	2,000

2 自己株式に関する事項

株式の種類	当第1四半期 連結会計期間末
普通株式(株)	277

3 新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

4 配当に関する事項

該当事項はありません。

5 株主資本の著しい変動に関する事項

(単位:百万円)

	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
前連結会計年度末残高	5,764	5,680	△10,030	△25	1,389
当第1四半期連結累計期間末までの 変動額					
四半期純損失(△)	—	—	△1,395	—	△1,395
増資 ※	1,000	1,000	—	—	2,000
当第1四半期連結累計期間末までの 変動額合計	1,000	1,000	△1,395	—	604
当第1四半期連結累計期間末残高	6,764	6,680	△11,425	△25	1,993

※ 平成21年6月29日付で、富士通株式会社を割当先とする第三者割当増資による第2種優先株式の発行に伴い、総額2,000百万円の払込みを受けました。

(有価証券関係)

有価証券の四半期連結貸借対照表計上額その他の金額は、前連結会計年度の末日と比較して著しい変動がありません。

(セグメント情報)

【事業の種類別セグメント情報】

前第1四半期連結累計期間、当第1四半期連結累計期間のいずれにおいても、当社グループは、リレー、コネクタ、入出力デバイス等の分野において、部品及び電子応用の機器を生産販売するエレクトロニクスメーカーとして、単一の事業活動を行っており、当該事業以外に事業の種類がないため該当事項はありません。

【所在地別セグメント情報】

前第1四半期連結累計期間（自 平成20年4月1日 至 平成20年6月30日）

	日本 (百万円)	アジア (百万円)	北米 (百万円)	ヨーロッパ (百万円)	計 (百万円)	消去 又は全社 (百万円)	連結 (百万円)
売上高							
(1) 外部顧客に 対する売上高	7,591	2,465	887	1,767	12,711	—	12,711
(2) セグメント間の内部 売上高又は振替高	4,135	1,800	113	122	6,172	(6,172)	—
計	11,726	4,266	1,000	1,890	18,884	(6,172)	12,711
営業利益(又は営業損失△)	△38	52	4	5	23	3	26

(注) 1 国又は地域の区分は、地理的近接度によっております。

2 本邦以外の区分に属する主な国又は地域

(1) アジア……………中国・マレーシア・シンガポール・タイ・台湾

(2) 北米……………アメリカ

(3) ヨーロッパ…フランス・ドイツ・イギリス・オランダ

3 会計処理の方法の変更

(連結財務諸表作成における在外子会社の会計処理に関する当面の取扱い)

「四半期連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項等の変更」1に記載のとおり、当第1四半期連結会計期間より「連結財務諸表作成における在外子会社の会計処理に関する当面の取扱い」（企業会計基準委員会 平成18年5月17日 実務対応報告第18号）を適用しております。これによるセグメント情報に与える影響は軽微であります。

当第1四半期連結累計期間（自 平成21年4月1日 至 平成21年6月30日）

	日本 (百万円)	アジア (百万円)	北米 (百万円)	ヨーロッパ (百万円)	計 (百万円)	消去 又は全社 (百万円)	連結 (百万円)
売上高							
(1) 外部顧客に 対する売上高	4,408	1,414	455	924	7,202	—	7,202
(2) セグメント間の内部 売上高又は振替高	2,074	1,031	54	2	3,163	(3,163)	—
計	6,482	2,445	510	927	10,365	(3,163)	7,202
営業損失(△)	△995	△184	△47	△21	△1,248	1	△1,246

(注) 1 国又は地域の区分は、地理的近接度によっております。

2 本邦以外の区分に属する主な国又は地域

(1) アジア……………中国・マレーシア・シンガポール・タイ・台湾

(2) 北米……………アメリカ

(3) ヨーロッパ…フランス・ドイツ・イギリス・オランダ

【海外売上高】

前第1四半期連結累計期間（自 平成20年4月1日 至 平成20年6月30日）

	アジア	北米	ヨーロッパ	計
I 海外売上高(百万円)	2,731	860	1,754	5,347
II 連結売上高(百万円)	—	—	—	12,711
III 連結売上高に占める 海外売上高の割合(%)	21.5	6.8	13.8	42.1

(注) 1 国又は地域の区分は、地理的近接度によっております。

2 本邦以外の区分に属する主な国又は地域

(1) アジア………中国・台湾・韓国・インド・マレーシア・シンガポール・タイ

(2) 北米………アメリカ・カナダ

(3) ヨーロッパ…フランス・ドイツ・イギリス・オランダ

3 海外売上高は、当社及び連結子会社の本邦以外の国又は地域における売上高であります。

当第1四半期連結累計期間（自 平成21年4月1日 至 平成21年6月30日）

	アジア	北米	ヨーロッパ	計
I 海外売上高(百万円)	1,736	435	852	3,024
II 連結売上高(百万円)	—	—	—	7,202
III 連結売上高に占める 海外売上高の割合(%)	24.1	6.0	11.9	42.0

(注) 1 国又は地域の区分は、地理的近接度によっております。

2 本邦以外の区分に属する主な国又は地域

(1) アジア………中国・台湾・韓国・インド・マレーシア・シンガポール・タイ

(2) 北米………アメリカ・カナダ

(3) ヨーロッパ…フランス・ドイツ・イギリス・オランダ

3 海外売上高は、当社及び連結子会社の本邦以外の国又は地域における売上高であります。

(デリバティブ取引関係)

当第1四半期連結会計期間末（平成21年6月30日）

対象物の種類が通貨のデリバティブ取引の契約額その他の金額に前連結会計年度の末日に比べて著しい変動が認められます。

デリバティブ取引の契約額等、時価及び評価損益

通貨関連

種類	契約額等 (百万円)	時価 (百万円)	評価損益 (百万円)
為替予約取引			
売建			
ドル	294	287	6
合計	294	287	6

(注) 時価の算定方法

為替予約取引・・・先物為替相場によっております。

(1株当たり情報)

1 1株当たり純資産額

当第1四半期連結会計期間末 (平成21年6月30日)	前連結会計年度末 (平成21年3月31日)
△17,398.73円	2,494.52円

2 1株当たり四半期純利益又は四半期純損失(△)及び潜在株式調整後1株当たり四半期純利益

前第1四半期連結累計期間 (自平成20年4月1日 至平成20年6月30日)		当第1四半期連結累計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年6月30日)	
1株当たり四半期純利益	913.79円	1株当たり四半期純損失(△)	△20,232.77円
潜在株式調整後1株当たり四半期純利益	726.40円	なお、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額については、潜在株式は存在するものの1株当たり四半期純損失であるため、記載しておりません。	

(注) 1株当たり四半期純利益又は四半期純損失(△)及び潜在株式調整後1株当たり四半期純利益の算定上の基礎

項目	前第1四半期連結累計期間 (自平成20年4月1日 至平成20年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年6月30日)
四半期連結損益計算書上の四半期純利益 又は四半期純損失(△)(百万円)	63	△1,395
普通株式に係る四半期純利益 又は四半期純損失(△)(百万円)	63	△1,395
普通株主に帰属しない金額(百万円)	—	—
普通株式の期中平均株式数(株)	69,225.23	68,992
四半期純利益調整額(百万円)	—	—
潜在株式調整後1株当たり四半期純利益の算定に 用いられた普通株式増加数(株)	17,857.14	—
普通株式増加数(株)	17,857.14	—
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株 当たり四半期純利益の算定に含まれなかった潜在 株式について前連結会計年度末から重要な変動が ある場合の概要	—	(優先株式) 第1回第2種優先株式 (発行価額の総額 2,000百万円)

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

2 【その他】

該当事項はありません。

第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成20年 8 月14日

富士通コンポーネント株式会社
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 佐 原 和 正 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 中 川 昌 美 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている富士通コンポーネント株式会社の平成20年4月1日から平成21年3月31日までの連結会計年度の第1四半期連結累計期間(平成20年4月1日から平成20年6月30日まで)に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書及び四半期連結キャッシュ・フロー計算書について四半期レビューを行った。この四半期連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューは、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続により行われており、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べ限定された手続により行われた。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、富士通コンポーネント株式会社及び連結子会社の平成20年6月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する第1四半期連結累計期間の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。

2 四半期連結財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成21年 8月14日

富士通コンポーネント株式会社
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 鈴木 洋 二 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 角 田 伸 理 之 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 中 川 昌 美 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている富士通コンポーネント株式会社の平成21年4月1日から平成22年3月31日までの連結会計年度の第1四半期連結会計期間(平成21年4月1日から平成21年6月30日まで)及び第1四半期連結累計期間(平成21年4月1日から平成21年6月30日まで)に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書及び四半期連結キャッシュ・フロー計算書について四半期レビューを行った。この四半期連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューは、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続により行われており、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べ限定された手続により行われた。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、富士通コンポーネント株式会社及び連結子会社の平成21年6月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する第1四半期連結累計期間の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- (注) 1 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。
2 四半期連結財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

【表紙】

【提出書類】	確認書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の8第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成21年8月14日
【会社名】	富士通コンポーネント株式会社
【英訳名】	FUJITSU COMPONENT LIMITED
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 松村 信威
【最高財務責任者の役職氏名】	常務取締役 望月 晴夫
【本店の所在の場所】	東京都品川区東五反田二丁目3番5号
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1 【四半期報告書の記載内容の適正性に関する事項】

当社代表取締役社長松村信威及び当社最高財務責任者望月晴夫は、当社の第9期第1四半期(自 平成21年4月1日 至 平成21年6月30日)の四半期報告書の記載内容が金融商品取引法令に基づき適正に記載されていることを確認いたしました。

2 【特記事項】

確認に当たり、特記すべき事項はありません。